

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業を
実施する者の公募についての公示

令和6年11月12日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する普及・広報・周知事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業

(2) 事業目的

我が国における空き家の数は令和5年には900万戸まで増加しており、空き家問題への対応は重要な政策課題となっている。今後我が国の空き家問題を解消していくためには、空き家所有者をはじめ広く国民一人ひとりに対して空き家対策の重要性や放置リスクへの理解を広げることが必要であることから、これまでも様々な場面でこれらの周知等を行い、社会全体における空き家問題・空き家対策に対する意識の向上を図ってきたところである。

一方で、空き家問題は、個々人にとって「自分事」として顕在化することはライフスパンの中でも1・2回程度であるために知識が蓄積されないこと、また、相続、不動産取引、建築など様々な領域の課題を解決する必要があるために放置につながりやすいことが特徴である。そのため、空き家対策への関心・意識を持つことだけでなく、できることから行動に移していくことを促す必要がある。

そこで、本事業では、空き家対策の広報等に関し、広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築することで、空き家対策に係る広報等の全国的かつ幅広い主体による展開を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業及び募集件数

- 空き家対策に関する空き家所有者等向けの効果的な広報等の検討及びその実証により、空き家対策の広報等に関して広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築する事業 1件

(4) 事業規模の目安、補助率

6,600万円程度、定額

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和6年12月上旬～令和7年3月25日

(6) 留意事項及び国土交通省との調整等

- ・事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分かつ密に調整すること。
- ・事業の実施により得られた成果を、国土交通省が空き家対策の推進に当たり活用することに同意すること。

2. 応募者の要件

次の要件の全てを満たす者。

- ・本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- ・国土交通省住宅局長からの指名停止の措置を受けていないこと。
- ・本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- ・本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎を有する者であること。
- ・本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- ・本事業の適確な実施のために適切な組織、人員を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 窪田、矢部、丹羽

電話 03-5253-8111 (内線39353、39354、39357)

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間

令和6年11月12日（火）から令和6年11月26日（火）まで

②方法

説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限

令和6年11月26日（火）18時00分まで

②提出先

上記担当部局

③方法

○郵送の場合

上記担当部局にて3部郵送する。（書留郵便に限る。）

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業」とすること。
- ・使用可能なフォーマットは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効。)
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「Just System 一太郎」「Adobe acrobat Reader」以前の形式に限る。

4. 採択者の選定方法

本公示及び説明書に記載の要件等に基づき、提出された提案書の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- (7) 郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採用されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (8) 詳細は説明書による。